

本 編

I 都市公園における高齢者の健康づくり機能の導入について

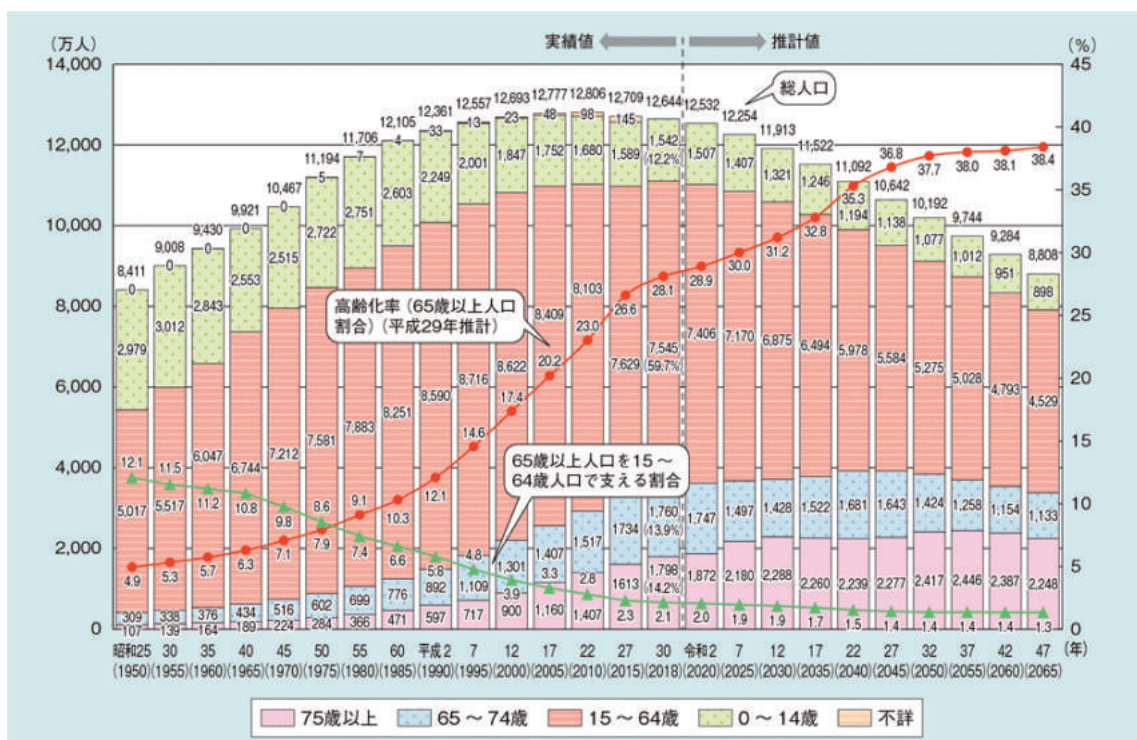
本章では、都市公園における高齢者の健康づくり機能の導入にあたり、背景となる高齢化の現状・課題や関連する国の計画、先進的な地方公共団体の計画や取組みを紹介するとともに、都市公園に期待される役割及び担うべき機能について整理した。また、高齢者の健康づくりにおいて都市公園に期待される役割を果たすための事業を進める際の基本的なポイントについて解説した。

1. 国及び地方公共団体の取組状況

(1) 高齢化の現状と課題

わが国における高齢化に関する現状と課題については、政府の白書等において以下のことなどが指摘されている。

- ・平成 30 (2018) 年 10 月 1 日現在、総人口に占める 65 歳以上人口の割合 (高齢化率) は 28.1% に達しているが、令和 47 (2065) 年には 38.4% に達して、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上になると推計されている。(内閣府 令和元年版高齢社会白書¹⁾より)
- ・高齢化がさらに進展し、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年の日本では、およそ 5.5 人に 1 人が 75 歳以上高齢者となり、認知症の高齢者の割合や、世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の割合が増加していくと推計されている。(平成 30 年版厚生労働白書²⁾より)
- ・一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれ、生活面や福祉面などで様々な課題が生じ、(中略) さらに、地域コミュニティの希薄化、長寿化に伴う資産面健康面の維持など新たな課題も生じてくる。(高齢社会対策大綱 (平成 30 年 2 月 16 日閣議決定)³⁾より)



(出典：内閣府 令和元年版高齢社会白書¹⁾)

図 1-1 高齢化の推移と将来推計

(2) 国の計画等

国における高齢者の健康づくりにかかる計画等のうち、都市公園における取組と関連するものについて紹介する。

①内閣府

内閣府では、高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）に基づき、高齢社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において高齢社会対策大綱及び国会に対する年次報告（高齢社会白書）を作成するとともに、高齢社会対策に関する調査研究、国民に対する広報・啓発活動を行うなど、高齢社会対策の総合的な推進を図っている。⁴⁾

○高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）³⁾

- ・65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的なものではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来していること及び高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくることを大綱策定の目的としている。⁵⁾
- ・健康・福祉の指針として、高齢期に健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、長寿を全うできるよう、個人間の健康格差をもたらす地域・社会的要因にも留意しつつ、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進するとされている。
- ・また、健康づくりの総合的な推進についての目指すべき方向として、以下のことなどが示されている（p.12-13）。
 - ・生涯を通じた健康増進を図り、健康寿命の延伸を目指す
 - ・スポーツ・運動を通じた個人の主体的な健康増進の取組を促進することにより、健康寿命の延伸を目指す
 - ・地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う取組を推進する
 - ・高齢期も含めたライフステージに応じたスポーツ活動を推進する
 - ・高齢者が地域活動の担い手として、役割や生きがいを持てる地域社会の構築を行う
- ・都市公園に関しては、「高齢社会に適したまちづくりの総合的推進」のなかで、「誰もが身近に自然に触れ合える快適な都市環境の形成を図るため、都市公園等の計画的な整備を行う」や「誰もが安全・安心に都市公園を利用できるよう、バリアフリー化を推進する」と記述されている。また、都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率の数値目標として、園路及び広場（49%（2015年度）→60%（2020年度））、駐車場（46%（2015年度）→60%（2020年度））、便所（35%（2015年度）→45%（2020年度））の目標値^{注)}が掲げられている。

注) 上記の数値目標の出典となっている移動等円滑化の促進に関する基本方針は、令和2年12月に改正され、子どもから高齢者、障害者等の多くの方が利用する規模の大きい概ね2ha以上の都市公園について、令和7年度までにバリアフリー化率を園路及び広場は約70%、駐車場は約60%、便所は約70%へ引き上げられている。なお、これ以外の都市公園についても、利用実態等に鑑み、地域の実情を踏まえて、園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化を可能な限りを実施するとされている。

②厚生労働省

厚生労働省では、国民の健康福祉に関するさまざまな取組を実施しており、生活習慣病対策として、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成15年厚生労働大臣告示第195号）を改正し、「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」（平成25年度～平成34年度）を推進するとしている⁶⁾。

また、認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が令和元年6月18日にとりまとめられた。

○健康日本21（第二次）⁶⁾

- ・「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」では、「国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向」として、以下の5点が提示されている。
 - i) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
 - ii) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）
 - iii) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
 - iv) 健康を支え、守るための社会環境の整備
 - v) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善
- ・同方針では、5つの基本的な方向に対応して、53項目にわたる具体的な目標を設定しており、身体活動・運動に関しては、10年間を目標とした目標として、「日常生活における歩数の増加（1日当たりの歩数を約1,200～1,600歩増加）」、「運動習慣者の割合の増加（約10%増加）」、「住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加（平成24年17都道府県→平成34年47都道府県）」の3項目が設定されている。
- ・このほか、同方針では、「食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項」があり⁶⁾、基本的な考え方として、情報提供に当たっては、多様な経路の活用や複数の方法を組み合わせて行うことが重要であるとされており、ヘルスリテラシー^{※1)}にとって重要となる情報の提供や健康に対する意識啓発についても記されている。
- ・また、ライフステージに応じた健康づくりのための身体活動（生活活動・運動）を推進することで健康日本21（第二次）の推進に資するよう、「健康づくりのための運動基準2006」を改定した「健康づくりのための身体活動基準2013」⁷⁾（「身体活動（生活活動及び運動）全体に着目することの重要性に鑑み、「運動基準」から「身体活動基準」に名称を改訂）が策定され、健康日本21（第二次）で目標として掲げている「住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加」に係る具体的な内容として、「住民の運動習慣や身体活動の向上を主目的とした環境やサービスの整備を対象とし、具体的には、住民の身体活動の向上に関連する施設、公共交通機関、歩道等のインフラ整備、具体的な数値目標を伴った明確な施策の実施等が挙げられる」と記されている。

※1 ヘルスリテラシーとは、健康増進や維持に必要な情報にアクセスし、理解し、活用していくための、個人の意欲や能力を決定する認知的・社会的スキル（WHO, 1998）

○認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）⁸⁾

- ・認知症はだれもがなりうるものであるが、基本的考え方として、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」^{※2}と「予防」^{※3}を車の両輪として施策を推進していくこととしている。
- ・都市公園に関しては、「予防」に関する具体的な施策において、認知症予防に資する可能性のある活動の推進として、「地区の公民館や公園等の地域において住民主体で行う介護予防に資する取組である、例えば高齢者等が身近に通うことできる「通いの場」について、介護保険の保険者機能強化推進交付金^{※4}も活用し、更に拡充する」とある。

さらに、同大綱の別添資料1にある「身近な場における認知症予防に資する可能性のある各種活動を推進」の例として、前述した「通いの場」のほかに都市公園での自主的・継続的な運動プログラム等の取組の支援が記載されている。また都市公園に関係するものとして、高齢者の生きがいがづくりに資する市民農園が例として記載されている。

※2 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味

※3 「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

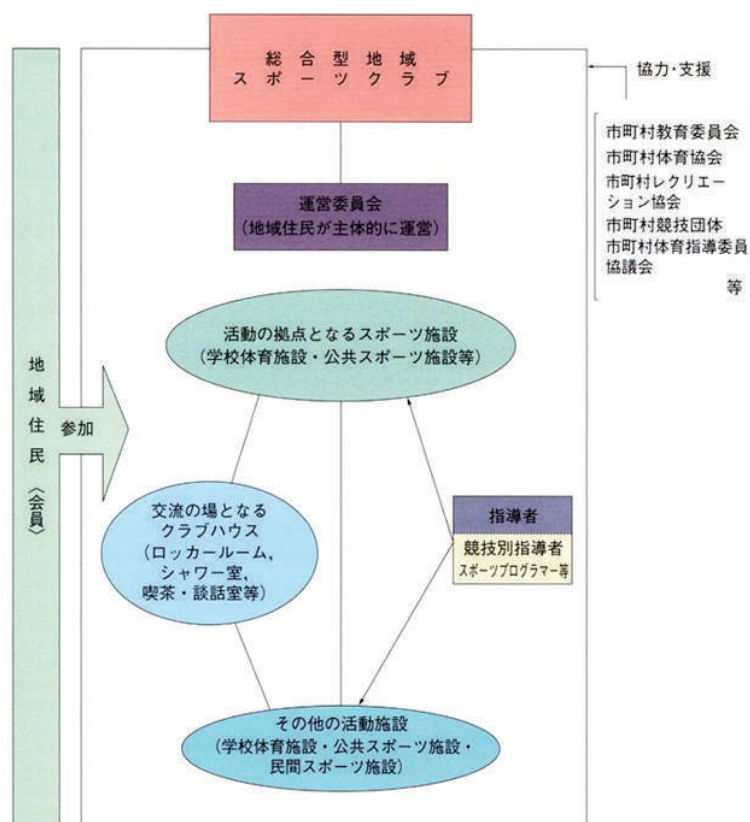
※4 保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する様々な取組の達成状況に関する評価指標を設定した上で国が交付するもの。

③文部科学省

平成23年に公布、施行されたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の規定に基づき策定された第2期「スポーツ基本計画」⁹⁾（平成29年度～平成33年度）では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策としてスポーツ参画人口の拡大があげられており、その中で、「若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進」があげられている。同じく、「スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実」では、スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツを楽しむ場の確保や総合型地域スポーツクラブの質的充実があげられている。

○総合型地域スポーツクラブ

- ・総合型地域スポーツクラブとは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで（多世代）、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が（多項目）、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。⁹⁾
- ・平成27年7月現在で、全国では1,407の市区町村(1,741市区町村中)において、3,550のクラブが育成（創設及び創設準備）されている。¹⁰⁾
- ・都市公園では、白河市東風の台運動公園^{※1}、伊勢崎市西部公園^{※2}、見附市見附運動公園^{※3}等を会場とした活動実施の事例が見られる。



総合型地域スポーツクラブの模式図¹¹⁾

※1 白河市HP <http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000235.html>（令和3年1月5日閲覧）

※2 NPO法人伊勢崎西部スポーツクラブHP <https://wind.ap.teacup.com/applet/seibusports/msgcate3/archive>（令和3年1月5日閲覧）

※3 NPO法人見附市総合型地域スポーツクラブHP http://www.mitsuke-sports.com/mitsuke_sports/access.html（令和3年1月5日閲覧）

④国土交通省

国土交通省における健康福祉の取組として、これからのまちづくりの推進のなかで、超高齢化社会の到来に対応するために健康・医療・福祉の視点から必要な事業や施策へと大きく舵を切っていくことが必要となることから、「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（技術的助言）（平成26年8月）¹²⁾」、「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン（平成29年3月）¹³⁾」や「健康・医療・福祉のまちづくりの手引き-地区レベルの診断と処方箋-（平成30年7月）¹⁴⁾」がとりまとめられている。

また、わが国の経済を牽引する地域であり、多くの国民が暮らす場でもある大都市において、都市の国際競争力強化、高齢者の急増といった大都市が直面する課題等を踏まえ、今後10年程度を見通した大都市政策のあり方をとりまとめた「大都市戦略～次の時代を担う大都市のリノベーションをめざして～（平成27年8月）¹⁵⁾」において、めざす大都市の姿の一つとして、「高齢者が住みやすく、子供が生まれるまち」を提示し、その実現に向けた施策の具体的な方向性等が取りまとめられている。

さらに、公園緑地分野では、少子高齢化や人口減少など都市を取り巻く社会状況の大きな変化を踏まえ、新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開に向け、平成26年11月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、平成28年5月に最終報告書¹⁶⁾がとりまとめられた。また、多様な機能を有する都市公園のストック効果を伝えるための広報資料や地方公共団体向けの手引き¹⁷⁾を作成し、公開している。

○健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（技術的助言）（平成26年8月）¹²⁾

- ・このガイドラインでは、地域包括ケアシステム^{※5)}の構築とまちづくりとの連携等により、地域全体で生活を支えあうことができる社会の実現に向けて、健康・医療・福祉の視点から都市政策を進めるための推進体制や必要な5つの取組等がとりまとめられている。
- ・モデル都市における先行事例や研究成果等から、「健康・医療・福祉のまちづくり」を進めるために、以下に示す5つの取組が効果的であることが明らかとなってきたとされている。①住民の健康意識を高め、運動習慣を身につける。②コミュニティ活動への参加を高め、地域を支えるコミュニティ活動の活性化を図る。③日常生活圏域・徒歩圏域に都市機能を計画的に確保する。④街歩きを促す歩行空間を形成する。⑤公共交通の利用環境を高める。
- ・日常生活圏等において必要な都市機能（①健康機能、②医療機能（一般、リハビリテーション）、③福祉機能（高齢者等介護福祉機能、子育て支援機能）、④交流機能、⑤商業機能、⑥公共公益機能）の確保や、歩行空間、公共交通ネットワークの充実などを一体的に取り組むことによって、都市構造のコンパクト化を進めることを基本としている。都市機能の①健康機能では、都市公園が施設例として挙げられている。
- ・平成30年7月には、「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（技術的助言）」を踏まえた取組がより一層促進されるよう、地域の課題分析（診断）や対応施策の検討などについて、具体的な手法、手順等を、先進的な取組事例を織り交ぜながら、手引き書として「健

※5 地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。（詳しくは、厚生労働省 HP¹⁸⁾を参照。）

康・医療・福祉のまちづくりの手引き-地区レベルの診断と処方箋-（平成30年7月）¹⁴⁾」をとりまとめている。

「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（技術的助言）」における都市公園の記述（抜粋）

○健康・医療・福祉のまちづくりの取組における留意事項

- ・健康意識や運動習慣は、社会環境との関係が指摘されており、歩行空間や公共交通機関へのアクセスの改善、公園や緑地環境の整備等の地域の社会環境の改善を進める必要がある。（p. 39）
- ・人々が集いやすい公園や広場、サロン等を活用し、継続的なイベント等を実施することは、街を歩くことへのきっかけづくり等として有効である。（p. 60）

○ヘルシーロード

- ・「ヘルシーロード」は、健康・医療・福祉に配慮した歩行者軸であり、歩ける範囲の商業施設や医療・福祉施設などをつなぐ「安心して歩ける歩行空間のネットワーク」の軸を形成する路線」で、「人が集まり、生活し、コミュニティの軸となる歩行空間」として歩行系ネットワークの主軸を構成すべき空間で、次のような区間が想定される。（p. 61）

（中心市街地）：徒歩でのアクセスが想定される主な施設（主な健康・医療・福祉施設、コミュニティ施設、社寺・公園、公開空地や多目的広場等）と主要動線を結ぶ経路など高齢者等の利用が想定される区間（アクセス動線）（p. 61）

（自宅周辺の居住地）：公園周辺等の散策や健康増進のためのウォーキング等に利用される歩行空間（日常生活動線）等（p. 61）

○「健康・医療・福祉まちづくり」のイメージ（住宅地イメージ）

- ・地域の拠点と公園や河川沿いの緑道等を結ぶ歩行ネットワークを構築する。（p. 91）
- ・近隣公園：健康の増進や介護予防の場として身近な公園や歩行空間などの社会環境を改善する。
公園や民地の空地等を活用してベンチや水飲場、公衆トイレ等を適切に配置する。（p. 91）

○取組が効果的であることを示す知見（③日常生活圏域・徒歩圏域に都市機能を計画的に確保する。）

- ・公園が「徒歩圏域」にある高齢者は運動頻度が高く、日常的に徒歩で公園を利用している人は利用していない人よりも一日の歩行数が多い。（p. 31）

○まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン

（平成29年3月）¹³⁾

- ・本ガイドラインは、「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」の診断指標、取組効果のチェック、施策効果の把握を補完するものであり、地方公共団体において、健康増進効果に着目して、或いは健康づくり計画等と連携して、立地適正化計画等のまちづくりの計画を作成する際に活用することが想定されており¹³⁾、「歩く」ことによる健康増進効果に着目したまちづくりの取組と歩行量調査方法をまとめている。

○健康・医療・福祉のまちづくりの手引き— 地区レベルの診断と処方箋 —（平成30年7月）¹⁴⁾

- ・本手引き書は、「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」を踏まえた取組がより一層促進されるよう、地域の課題分析（診断）や対応施策の検討などについて、具体的な手法、手順等を、先進的な取組事例を織り交ぜながらとりまとめたものである。
- ・地区レベルでの分析と課題の発見を行うための指標となる各種データを収集するとされており、収集する地区別データの指標例として4つの指標が挙げられている。そのうちの一つである都市基盤指標では交流空間として公園・広場・交流施設の分布を挙げており、都市公園、児童遊園及びこれらに類する広場、緑地、オープンスペース等は、屋外交流施設として位置

づけられている。

○大都市戦略～次の時代を担う大都市のリノベーションをめざして～（平成27年8月）¹⁵⁾

- ・第2章 めざす大都市の姿として、

第一に、「グローバルにビジネスがしやすいまち」

第二に、「高齢者が住みやすく、子供が生まれるまち」

第三に、「水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち」

第四に、これらの前提となる「安全・安心なまち」

の4つが提示されている。

- ・第4章 戦略の実現に向けた施策の具体的方向性〔2〕大都市「コンパクト+ネットワーク」の形成（2）水と緑・農の保全・再生において、「社会資本整備重点計画^{※6)}に基づき、他のインフラとともに、多様な機能を有する公共施設である都市公園についても、地域のニーズに適確に対応し、高齢者の健康増進、子育て支援などの観点からの利活用を一層促進するとともに、必要に応じて、都市公園の配置と機能の再編を推進すべきである」と記されている。

○新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書（平成28年5月）¹⁶⁾

- ・高齢者関連の記載として、「都市公園の多機能性を地域の特性やニーズに応じて発揮するためには、都市公園の中だけを見るのではなく、健康・医療・福祉のまちづくり、子育てしやすいまちづくり、地域のにぎわい創出・地方創生など都市全体の取組の視点から考えることが必要（p. 25）」であり、「保育所の都市公園内への設置など、子育て支援、福祉、農業といった多様な分野とのハード面、ソフト面の連携の強化（p. 26）」を含めた多様な観点から「都市公園に設置できる施設の考え方を再整理するなど、地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備、管理運営を促進することが必要（p. 26）」とされている。
- ・また、「社会資本が一定程度確保されたステージにおいては、整備された社会資本が機能することによって得られる効果である「ストック効果」を高めるという観点をより重視し、緑とオープンスペースが、社会状況の変化等に柔軟に対応した空間やサービスを提供し続けることが必要である」と記されている。

※6 当時作成中の第4次社会資本整備重点計画（計画案）（平成27年7月）

(3) 地方公共団体の計画や取組

地方公共団体において、計画に基づき都市公園を活用した高齢者の健康づくりに関する施策を行っている事例について、事例調査を行った地方公共団体を中心にその一部を紹介する。

①さいたま市ヘルスプラン21（第2次）平成25年度～平成34年度

（平成25年3月 さいたま市）

- ・本計画は、国の「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」の地方計画として策定した、市民、民間団体、事業者、行政などが一体となって健康づくりを推進するための計画¹⁹⁾である。「さいたま市保健福祉総合計画」の部門別計画として、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「さいたま子ども・青少年希望プラン（次世代育成支援対策行動計画）」、「さいたま市障害者総合支援計画」などの関連計画と整合を図りながら策定¹⁹⁾されている。
- ・本計画においては、「計画の基本方針及び基本的視点の下に、分野別の取組みを総合的に推進していくため、2つの重点目標を定め、これらを中心に積極的な施策の展開」を図るとされており、重点目標のひとつに「地域の環境や社会資源を活用した健康づくり」が挙げられ、以下のような記載がなされている。

・市内には、大宮公園や与野公園、別所沼公園や岩槻城址公園等大規模な公園が多数あるほか、スポーツジムやスイミングスクールも多く、身近なところで運動に親しめる環境があります。今後、本市の利点を活用したウォーキングや市民が親しみやすい運動を普及していくことで、生活習慣病予防や介護予防を図ります。

図 1-2 さいたま市ヘルスプラン21（第2次）に関する都市公園の記述（抜粋）

- ・ヘルスプラン21（第2次）に関する令和元年度の事業の取組事例として、さいたま市いきいき長寿推進課によるすこやか運動教室²⁰⁾がある。

○事業の目標：高齢者の健康維持・増進、運動の習慣化を図り、生きがいを保持し、自立した生活を営むことができるように支援します。

○取組の内容

- ・すこやか運動教室：運動器具（すこやか遊具）が設置されている、市内33か所の公園や小学校等において、事業者が講師を務める運動教室やボランティアの地域運動支援員による運動や体操などの自主活動を行っています。
- ・地域運動支援員派遣事業：高齢者の健康づくりや介護予防のため、自治会や老人クラブ等の依頼に応じて、ボランティアの地域運動支援員を派遣し、運動や体操の指導を行っています。

○取組の成果

- ・すこやか遊具が設置されている市内33か所の公園や小学校等にて、事業者による教室や地域運動支援員による自主活動を定期的に行うことで、体力の向上が期待できる。また自ら日常的に公園等に通うことで、高齢者自身にとって身体を動かす習慣化にもつながることから、地域の仲間との交流も兼ねた通いの場として、介護予防につながる取組となっている。

図 1-3 さいたま市いきいき長寿推進課によるすこやか運動教室の概要

②健康づくり公園事業（横浜市）

- ・横浜市では、「横浜市中期4か年計画2014～2017」の「施策15 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保」の主な取組（事業）のひとつである「全市民で取り組む健康づくりの推進」に位置付けられている「公園・緑地の整備・活用などによる健康づくりの場の創出」を実現するため、環境創造局で、平成27（2015）年度からソフト・ハード両面による「健康づくり公園事業」を区民連携のもとに進めている²¹⁾。ソフト面では、公園愛護会が取り組む健康づくりの支援として、公園での健康づくり活動を支援する冊子「公園de健康づくり」（p.71事例参照）や「区役所等と連携した運動プログラム」の提供、ハード面では、「健康器具やトリムコースの設置」を行っている。
- ・同様に、「横浜市中期4か年計画2018～2021」²²⁾の「政策15 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保」及び「政策28 シニアが活躍するまち」の主な施策（事業）のひとつである「継続的に取り組める健康づくり」では、「健康みちづくり（歩行空間等の整備）や健康づくり公園（健康器具や使い方看板等を設置）などによる健康づくりの場の創出」があげられており、引き続き事業を実施している。

2	継続的に取り組める健康づくりの推進 [◇]	所管	健康福祉局、道路局、 環境創造局、区
日常生活の中で楽しみながら継続的に取り組める仕組みにより、広い世代へ働きかけ、健康行動の習慣化や定着化を図り、介護予防へとつながるよう切れ目のない健康づくりを推進します。また、 <u>健康みちづくり（歩行空間等の整備）や健康づくり公園（健康器具や使い方看板等を設置）などによる健康づくりの場の創出</u> に取り組めます。			
想定 事業量	よこはまウォーキングポイント新規参加登録者数 15,000人/年 【直近の現状値】29年度：300,306人（累計）	計画上の 見込額	23億円

（出典：横浜市中期4か年計画2018—2021，横浜市，平成30年10月，p.61，<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2018-2021/chuki2018-.html>²²⁾（令和3年1月閲覧））

図 1-4 継続的に取り組める健康づくり（横浜市）

③健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン（京都市）

- ・2013年3月に策定した「京都市民健康づくりプラン（第2次）」を、京都ならではの「生活文化」や「地域のつながり」を通じて推進していく「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン（2018年3月）」として改定した²³⁾。
- ・本プランでは、「柱3 健康づくりに取り組める環境の整備」の「だれもが健康づくりに取り組めるしくみづくり」として、「健康づくりサポーター^{※7}等との連携や健康遊具の利用など、健康づくりの場としての公園の活用」が明記されている。

柱3 健康づくりに取り組める環境の整備

① だれもが健康づくりに取り組めるしくみづくり

市民のだれもが、それぞれの年齢や心身の状況に応じて、身近に健康づくりに取り組めるよう、その環境づくりを行います。

〈主な取組〉

- 健康づくりサポーター^{※7}等との連携や健康遊具の利用など、健康づくりの場としての公園の活用 **充実**

※地域において主体的に健康づくりに関する知識や技術の普及啓発を実践するボランティア

- いきいきポイント・いきいきアプリを活用した健康づくり **充実**（再掲）
- みんなの健康づくり表彰制度（仮称）の創設 **新規**（再掲）
- ストレスマウンテン京都市版の配信

※直近6か月間のストレスの蓄積状況をウェブ上でチェックすることにより、うつ病等の危険度の確認とその対策や京都市内の相談窓口の情報を得ることができるウェブサービス

（出典：健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン²³⁾，京都市 HP https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/book_cmsfiles/373/book.html（令和3年1月7日閲覧））

図 1-5 だれもが健康づくりに取り組めるしくみづくり（京都市）


※7 地域において主体的に健康づくりに関する知識や技術の普及活動を実践するボランティア。市が主催する「健康づくりサポーター養成講座」を受講する必要がある。

④北九州市健康づくり推進プラン（北九州市）

- ・北九州市は平成25年3月に、次世代を担う子どもや若者、そして高齢者まで、すべての世代が地域のつながりの中で健やかで心豊かな生活ができる活力ある社会の実現を目指し、市の健康増進計画として「北九州市健康づくり推進プラン」を策定した。その後、平成30年3月には、内容を改訂して「第二次北九州市健康づくり推進プラン」を策定した²⁴⁾。
- ・「北九州市健康づくり推進プラン」では、基本施策「身近な地域で健康づくりに取り組める環境づくり」のなかで、「健康づくりを支援する公園整備事業」が重点事業として明記され、第二次の推進プランでも継続されている。
- ・また、基本施策「高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進」のなかで、未利用市街地や公園の一部を無償で地域の自治組織等に貸し出し、花壇、菜園やどんぐりの育成に活用してもらうことで、街なかの緑を増やすとともに、高齢者の生きがい、健康づくりや地域の多世代交流を図ることを目的とする「まちの森プロジェクト」が重点事業として明記され、第二次の推進プランでも継続されている。

92	まちの森プロジェクト ～環境首都 100 万本植樹～ (財政局 財産活用推進課) (保健福祉局 長寿社会対策課) (環境局 環境監視課) (建設局 緑政課)	未利用市有地や公園の一部を無償で地域の自治組織等に貸し出し、花壇、菜園やどんぐり苗の育成に活用してもらうことで、街なかの緑を増やすとともに、 <u>高齢者の生きがい、健康づくりや地域の多世代交流を図ります。</u>
96	健康づくりを支援する公園整備事業 (建設局 緑政課)	<u>専門家の助言のもと、市民の健康づくりの拠点となる公園（以下、拠点公園）に、介護予防に効果的な7種類の健康遊具をセットで配置します。</u> また、整備後には、保健福祉局が健康遊具の適切な使い方や効果的な運動方法を学ぶための運動教室などを実施することで、高齢者の健康づくりの支援を行います。

トピックス⑩ 公園で健康づくり！



▲健康遊具の整備後には、周辺住民に対して運動教室を開催しています。

～健康づくりを支援する公園整備事業～

高齢者が介護予防に効果的な健康づくりを日常的に行えるように、医学・運動学の観点で専門家が監修した健康遊具コーナーの整備を進めています。また継続的な健康づくりを促すために、健康遊具を使用した高齢者のための運動教室・普及員養成講座を実施します。

図 1-6 「第二次北九州市健康づくり推進プラン」²⁴⁾における公園の関連箇所

⑤足立区基本計画及びあだち 公園☆いきいきプラン（東京都足立区）

- ・足立区基本計画（平成29～36年度）において、平成29年度の重点プロジェクト事業として介護予防事業があり、公園の既存施設を用いた運動教室「パークで筋トレ^{※8}」が事業の一つとして挙げられている²⁵⁾。

視点	柱立て	重点目標	重点項目
			重点プロジェクト事業 ※一部、他の重点項目にも再掲
くらし	いつまでも健康で住み続けられる	高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する	高齢者等の安心を確保
			地域包括ケアシステムの推進
			介護予防事業 (<u>パークで筋トレ</u> ・ウォーキング教室、はつらつ教室、はじめてのらくらく教室)
			孤立ゼロプロジェクト推進事業
			多様な支援サービスの提供による区民生活の安定・自立の推進
			生活困窮者自立支援事業
			発達支援児に対する事業の推進
			ひとり親家庭総合支援事業
			ユニバーサルデザイン推進事業
			就労支援・雇用安定化事業(あだち若者サポートステーション等)

(出典：足立区基本計画（平成29～36年度）（平成29年2月）p.111をもとに作成，足立区HP <https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/35554/kihonnkeikaku-detail.pdf> ²⁵⁾（令和3年1月7日閲覧））

図 1-7 平成29年度足立区基本計画における重点プロジェクト事業（抜粋）

- ・また、公園の整備および既設公園の利用と再生の視点を持ち、総合的に公園を楽しく魅力的にしていく取り組みを進めるための計画として、平成23年に「あだち 公園☆いきいきプラン」を同区は策定した²⁶⁾。
- ・同プランでは、管理運営の施策の中で、スポーツ・健康施策や高齢者施策による公園活用として、公園内で実施する運動教室やプログラムの取り組みが明記されており、これを受けて整備方針においても「公園を身近な健康づくりの場として一層活用できるようにしていくため、健康づくりに役立つ施設の拡充」を行うことを明記している。
- ・施策を進めるにあたり、スポーツ振興課や高齢サービス課等の関連部局も明記されており、地方公共団体内での連携が行いやすくなっている。
- ・なお、緑の基本計画の下位計画として策定された「あだち公園☆いきいきプラン」は令和2年12月に策定された第三次足立区緑の基本計画（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）に一本化された。

※8 足立区において公園の既存施設を用いて実施されている運動教室（p.61 事例参照）

②公園という場の活用

スポーツ・健康、子育て、高齢者、観光、防災、環境、福祉など、区の様々な施策を通じて公園を活用することで、区民が公園を訪れるきっかけを増やしていきます。

○各施策を通じた公園活用

【スポーツ・健康施策による公園活用】

公園の広場や健康器具などを活用できるようなスポーツ・健康づくりの施策を通じて、区民が公園を身近な健康・体力づくりの場として利用できる機会を充実させます。

	取り組み	区分	関連部署
管理・運営 (1)②-1	「パークで筋トレ」 公園の広場や健康器具を利用したストレッチやウォーキングなどの自主的な健康・体力づくりを支援する「パークで筋トレ」を開催します。	拡充	スポーツ振興課
管理・運営 (1)②-2	ウォーキング教室 ウォーキングコースを設定し指導員が歩き方の指導などを行うウォーキング教室を区内各所において開催します。	拡充	スポーツ振興課

■体操やウォーキングなどによる健康づくり



【高齢者施策による公園活用】

高齢者がいつまでも自分らしく元気な暮らしを送れるよう、公園の広場や健康器具などを活用して運動機能の維持・向上をはかり、介護予防につなげる取り組みを進めます。

	取り組み	区分	関連部署
管理・運営 (1)②-5	らくら教室¹⁴ 公園内の健康器具の安全で効果的な使用方法や、ウォーキングを指導する「らくら教室」を開催します。	継続	高齢サービス課

¹⁴ らくら教室：高齢者がいつまでも自分らしく元気に暮らし続けられるようにと区が進める介護予防事業。

⑥大和市健康都市プログラム（大和市）

- ・大和市は平成21年2月1日に「健康都市 やまと」宣言を行っており、同年に策定された「第8次大和市総合計画（平成21-30年度）」の後期の基本計画書「第8次大和市総合計画・後期基本計画書（2014-2018年度）」において、「人」「まち」「社会」の健康領域の向上を目指している²⁷⁾。また、「健康都市 やまと」を実現するために、健康に関する重点施策を編成した「大和市健康都市プログラム」²⁸⁾が平成21年7月に策定され、平成31年1月には平成30年度改訂版、令和2年3月には令和元年度 大和市健康都市プログラムが刊行され、平成30年度改訂版での5つのリーディングプロジェクトの一つである「身体を動かそうプロジェクト」における公園施設の整備に関する記述が引き継がれている²⁸⁾。
- ・本プログラムの平成30年度改訂版では、5つのリーディングプロジェクトの一つに「身体を動かそうプロジェクト」があり、3つの重点施策「ウォーキングの推進」「日常的な運動」「スポーツの機会の提供」がある。そのなかの「ウォーキングの推進」では、ウォーキングルートの緑化が明記されているとともに、「日常的な運動」では、公園の健康遊具や「やまといきいき健康体操^{※9)}」、身体への負荷の少ないスポーツなどの普及を図ることが明記されている。
- ・また、同市は、スマートウェルネスシティの構築を目指す地方公共団体の首長が集まって発足した、「スマートウェルネスシティ首長研究会」に参画している。
- ・このような「健康都市 やまと」の取組は、平成28年に健康都市連合国際大会において健康都市連合表彰を受ける²⁹⁾等、世界的にも評価されている。

スマートウェルネスシティ首長研究会³⁰⁾

- ・「我が国の超高齢・人口減社会によって生じる様々な社会課題を、自治体自ら克服するため、この危機感を共有する首長が集結し、健幸をこれからのまちづくりの基本に据えた政策を連携しながら実行することにより、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデル『Smart Wellness City』の構築を目指す」という宣言のもと、「健幸」をまちづくりの基本に据えた、新しい都市モデル『Smart Wellness City』の構築を目指す首長の同志が集まり、平成21年11月に発足した。
- ・世界で未だ確立されていない「少子高齢・人口減社会」の克服を可能とするまちづくり「Smart Wellness City」の具体策を創造・構築することを目的とする。
- ・「Smart Wellness City」の実現に向けて、毎年2回の研究会を定期的開催している。
- ・Smart Wellness City 首長研究会には、43都道府県 106市区町村の地方公共団体が参画している（令和2年11月現在）。



出典：Smart Wellness City 首長研究会 HP³⁰⁾

スマートウェルネスシティ

※9 「平成20年度に、東海大学「USR型社会貢献プロジェクト・高齢者いきいきプロジェクト」として、大和市と東海大学との協働により作成した、大和市独自の健康体操³¹⁾である。座位でできる体操もあるなど、主に屋内で実施されるが、公園の健康遊具を使った運動と組み合わせた「健康遊具でプチトレセミナー」も開催されている。

2. 都市公園に期待される役割

(1) 高齢者の健康づくりにおいて期待される役割

世界保健機関（WHO）における健康に関する定義^{※10}及びこれまで紹介した内容等を踏まえ、高齢者の健康づくりにおいて都市公園に期待される役割を以下のとおり定義した。また、公園緑地の利用効果³²⁾と対比させてその位置付けを確認し、表 1-1 のとおりに整理した。

a. 身体 の健康づくり

i) 運動機能の維持

- ・介護予防等のために、運動機能を維持する

ii) 運動機能の向上

- ・健康寿命の延伸等のために、運動機能の向上を目指す

b. こころの健康づくり

i) 休養の達成

- ・こころの健康能力を高める
- ・高齢者が安らぎ、リラックスできる

ii) 生きがいの充足（人間的健康）

- ・人生の目的や意義を見出し、主体的に人生を選択する
- ・高齢者が自分の役割や生きがいを持つことができる

c. 社会的な健康づくり

i) 社会との関係の構築

- ・他人や社会と建設的でよい関係を構築する

ii) 引きこもりの防止

- ・高齢者が社会参加の機会を得ることで引きこもりを防止できる

表 1-1 公園緑地の利用効果と高齢者の健康づくり機能において期待される役割

公園緑地の利用効果	期待される役割
1. 休養・休息の場	b. こころの健康づくり i) 休養の達成
2. 子供の健全な育成の場	—
3. 競技スポーツ、健康運動の場	a. 身体 の健康づくり i) 運動機能の維持 ii) 運動機能の向上
4. 教養、文化活動等様々な余暇活動の場	b. こころの健康づくり ii) 生きがいの充足（人間的健康） （ほかに、左列5. などが該当すると考えられる。）
5. 地域のコミュニティ活動、参加活動の場	c. 社会的な健康づくり i) 社会との関係の構築 ii) 引きこもりの防止

※10 1947年に採択された世界保健機関（WHO）憲章の前文において、「健康」に関して、次のように定義している。「健康とは、単に、病気あるいは虚弱ではないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてにおいて良好な状態であることをいう。」

(2) 都市公園が担うべき機能

前述した高齢者の健康づくりにおいて期待される役割をもとに都市公園が担うべき機能を、以下の①～⑤として整理した。また、これらの機能の創出にあたり、施設の整備（ハード面）及び健康づくりの取組み（ソフト面）として考えられる具体的内容を掲載した。（表 1-2）

なお、⑤老人福祉センター等社会福祉施設（通所利用のみ）の占用の場は、平成29年の都市公園法の一部改正で占用対象として追加されたものである。

以下に、①から⑤について説明する。

①身近な自然（動植物）等を活かした癒しの場

主にこころの健康づくりの「休養の達成」に効果をもたらすために、身近な自然（動植物）等を活かした癒しの場や機会を提供する。施設の整備では、温浴施設等の設置を行う。また、健康づくりの取組では、動植物を活用した癒しのプログラムの開催を行う。

②誰もが身近に体操等を簡単にできる健康運動・スポーツの場

主に身体の健康づくりの「運動機能の維持」、「運動機能の向上」に効果をもたらすために、身近で運動・スポーツができる場やプログラムを提供する。

運動機能の維持のための施設の整備では、既存の公園施設の活用、健康器具系施設（健康遊具）、運動機能の向上では、ウォーキング又はジョギングコースの設置、ゲートボール場等の運動用施設の設置を行う。

運動機能の維持のための健康づくりの取組では、公園体操の実践、健康運動教室の開催、運動機能の向上では、総合型地域スポーツクラブの活用、ストリートワークアウトの受入れ等を行う。

③健康づくりに関する情報提供・啓発、きっかけづくりの場

主に身体の健康づくり、または、こころの健康づくりの「生きがいの充足」や社会的な健康づくりの「引きこもり防止」等に効果をもたらすために、健康づくりに関する情報提供・啓発、きっかけづくりを行う。施設の整備では、大規模都市公園での社会福祉健康運動施設の設置を行う。また、健康づくりの取組では、公園利用の支援を行う。

④高齢者等の地域活動や交流の場

主にこころの健康づくりの「生きがいの充足」に効果をもたらすために、または、社会的な健康づくりの「社会との関係の構築」「引きこもり防止」のため、高齢者が地域の活動への参加や交流ができる場や機会を提供する。施設の整備では、コミュニティ花壇（ガーデン）やゲートボール場等の運動用施設の設置を行う。また、健康づくりの取組では、地域活動の受入れや活動の支援を行う。

⑤老人福祉センター等社会福祉施設の占用の場（特に必要と認められる場合）

要介護・要支援者の増加に対し介護施設の不足等が喫緊の課題になっているため、特に必要性が高く、都市公園の効用を阻害しない範囲内において、老人福祉センター等社会福祉施設の占用の場とする。施設の整備では、施設の占用による老人福祉センター等社会福祉施設の設置を行う。

表 1-2 高齢者の健康づくりにおいて都市公園に期待される役割、担うべき機能及びその具体的な内容

期待される役割	都市公園が担うべき機能	施設の整備（ハード面）	健康づくりの取組（ソフト面）
a. 身体の健康づくり i) 運動機能の維持 ii) 運動機能の向上	①身近な自然（動植物）等を活かした癒しの場	・大規模都市公園等での健康・医療・福祉施設との一体的な整備	・動植物を活用した癒しのプログラムの開催
	②誰もが身近に体操等を簡単にできる健康運動・スポーツの場	・既存の公園施設の活用 ・健康器具系施設（健康遊具）の設置 ・ウォーキング又はジョギングコースの設置 ・ゲートボール場等の運動用施設の設置	・公園体操の実践 ・健康運動教室の開催 ・ウォーキングプログラムの開催 ・その他の取組（総合型地域スポーツクラブの活用ほか）
b. こころの健康づくり i) 休養の達成 ii) 生きがいの充足	③健康づくりに関する情報提供・啓発、きっかけづくりの場	・大規模都市公園等での健康・医療・福祉施設との一体的な整備（再掲）	・公園利用の支援
	④高齢者等の地域活動や交流の場	・コミュニティ花壇（ガーデン）の設置 ・ゲートボール場等の運動用施設の設置（再掲）	・地域活動の受け入れや支援
c. 社会的な健康づくり i) 社会との関係の構築 ii) 引きこもりの防止	⑤老人福祉センター等社会福祉施設の場	・老人福祉センター等社会福祉施設の占用の場の提供（特に必要と認められる場合）	—

（参考）健康づくり運動のための公園の有効利用

田中喜代次筑波大学名誉教授らは、都市公園を活用した健康づくりについて、下記の通りに述べている³³⁾。

○公園の有効利用

- ・ ストレスを軽減したり、欲求不満を解消させるには外に出ることが効果的である
- ・ 安全な公園に身を置くことで精神的緊張が和らぎ、心身ともにリラックスできる効果がある
- ・ 高齢者や病气（主に精神疾患）を持つ者が自宅や公園などで美しい草花に接することで心が癒される
- ・ 公園での健康づくり運動と園芸・菜園を組み合わせることが最善策の一つ
- ・ 運動教室では、高齢者向けの運動の4条件である①安全である、②やさしい、③楽しい、④効果が期待できる、ことを満たす運動を選定

○公園で健康づくりを推進するための運動教室の成果

- ・ 運動教室に参加したことによって、各体力要素（11項目※）が全般的に少しずつ改善され、その相乗効果が総合力（11項目の総合得点）に大きく反映された

○おわりに

- ・ これからの自治体は、従前にも増して住民と実質的な協働体制をとりながら、健康づくりのための人的環境、物的環境、社会的環境を整備していかなければならない
- ・ 国土交通省と厚生労働省・文部科学省などのより密接なる連携体制の強化と、自治体と住民の協働体制の推進により、新たな時代に対応した公園が生まれることを切に願う

※11項目の体力要素：閉眼片足立ち、8の字歩行、連続立ち上がり動作、握力、連続上腕屈伸、落下棒反応、豆運び、ペグ移動、起立時間、長座位体前屈、ファンクショナルリーチ

（出典：田中ら（2002）健康づくり運動の効果と必要性～公園の有効利用を視野に入れて～、公園緑地62(5)の内容より抜粋³³⁾）

【参考】公園利用による健康に関する効果

公園利用による健康に関する効果は、まちづくりの分野から歩行による医療費抑制効果、海外での医師の指導による公園処方プログラムの成果等から確認される。

- ・「まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量（歩数）調査のガイドライン¹³⁾」では、「歩く」ことによる医療費抑制効果等が示されている（表1-3）。
- ・国営昭和記念公園では、公園に来園された高齢者（65歳以上）対象に、歩数計による調査を行い、医療費抑制効果を試算した。その結果、対象者（459名）の平均的な滞在時間（約3時間）中に、男性では約6,600歩、女性では約6,100歩の歩行量があることがわかった。この結果を用いて、国営昭和記念公園を散策した運動量について、一定の仮定条件の下で高齢者医療費抑制効果に換算したところ、「年間で約2億円の効果がある」という試算結果が得られた³⁴⁾。
- ・運動の健康効果については、医療関係の学会ではガイドラインにおいて運動療法の指針が示されている³⁵⁾（表1-4）。
- ・海外の事例では、UCSFベニオフ子ども病院オークランド（UCSF Benioff Children's Hospital Oakland Primary Care Clinic）が東部湾岸地域公園区（East Bay Regional Park District（EBRPD））と協働して行う、公園処方プログラム（Park Prescription）がある。このプログラムは、身体と心の健康を向上させるため、公園やオープンスペースの管理者、医療や健康福祉に関わる団体、コミュニティ団体などが協働して作り、特に健康になることが必要な人々に対し、医師などの指導の下、公園でのプログラムを処方するものである³⁶⁾。
- ・また、カリフォルニア州立大学では、3 WINS Fitnessというプログラムを公園で実施している。3 WINS Fitnessとは、より健全な心身やコミュニティを構築することによって個々人の生活の質を向上させることを手助けする新しいムーブメントとされている³⁷⁾。アメリカでは、糖尿病が7番目の死因とされている（2015）が、ノースリッジ校の3 WINS Fitnessはロサンゼルスで最大の無料の糖尿病防止及び運動のプログラムである³⁸⁾とされている。このプログラムは、公園で実施され、身体的活動が低くその結果による健康の状態がよくない低所得のコミュニティをターゲットにしている³⁸⁾。3 WINS Fitnessは、①参加者の生活の質を高め、②運動生理学の学生には、教育の成果を生かし、専門的な経験を得るとともに指導技術を発達させ、③コミュニティにとっては、教育やプログラムを実施することにより身体的な不活発に関連する病気の身体的、経済的な負担を軽減させ、コミュニティの健全性の向上を図るものであるとされている³⁸⁾。

表 1-3 1日1歩あたりの医療費抑制効果

1歩あたりの医療費抑制額	研究・報告機関等 ^{※9}	算出方法
0.045円/歩/日	辻一郎 他 東北大学大学院医学系研究科教授	1日10分間の歩行(1,000歩)により1,341円/月の医療費抑制効果 ^{※2} より試算 ^{※10}
0.061円/歩/日	久野譜也 他 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	新潟県見附市における健康運動教室参加者の医療費抑制効果から算出 ^{※5}
0.030円/歩/日 (入院外医療費)	駒村康平 他 慶応義塾大学経済学部教授	1日あたり歩行量(歩数)が1歩違うことにより年間の医療費(入院外医療費)11円/歩の医療費抑制効果 ^{※6} より試算 ^{※10}
0.0015円/歩/日	野田光彦 他 国立国際医療研究センター病院糖尿病・代謝症候群診療部	歩行量(歩数)と糖尿病を中心とした疾患の発症リスク低下の研究論文を集め、中年期の1,000人をモデルに試算、3,000歩により10年間で15.6百万円の医療費抑制効果より算出 ^{※8}
0.0044円/歩/日	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会	1日1,500歩の増加は、NCD発症・死亡リスク約2%減少に相当するとのこと ^{※7} から、平成25年度国民医療費(厚生労働省)よりNCD医療費を45-74歳約6兆円とし試算 ^{※10}

【引用・参考文献】

- ※1 : Tsuji I, Takahashi K, Nishino Y, Ohkubo T, Kuriyama S, Watanabe Y, Anzai Y, Tsubono Y, Hisamichi S: Impact of walking upon medical care expenditure in Japan: the Ohsaki Cohort Study. *International Journal of Epidemiology*, 32(5), 809-814, 2003
- ※2 : 辻一郎: 健康長寿社会を実現する-「2025年問題」と新しい公衆衛生戦略の展望, 大修館書店, pp. 90-152, 2015
- ※3 : Nagai M, Kuriyama S, Kakizaki M, Ohmori-Matsuda K, Sone T, Hozawa A, Kawada M, Hashimoto S, Tsuji I: Impact of walking on life expectancy and lifetime medical expenditure: the Ohsaki Cohort Study. *BMJ Open*, 1(2), e000240, 2011
- ※4 : 福田佳奈子, 坂戸洋子, 難波秀行, 久野譜也: 自治体における民間サポート型健康づくり教室の有効性に関する研究1～参加継続者の医療費抑制、体力の向上効果を中心として～, 体力科学 57(6), pp. 883, 2008
- ※5 : 久野譜也: ICTと超高齢化対応の「健康都市」-Smart Wellness Cityによる健康長寿世界一の実現を目指して-, ICT超高齢社会構想会議第2回WG, 2013年1月24日
- ※6 : 隅田和人, 上村一樹, 白石憲一, 駒村康平: 健康ポイントが全国展開した時の波及効果シミュレーション, 第12回 Smart Wellness City 首長研究会, 2015年7月21日
- ※7 : 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会, 次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会: 健康日本21(第2次)推進に関する参考資料, pp104-110, 平成24年7月
- ※8 : Kato M, Goto A, Tanaka T, Sasaki S, Igata A, Noda M: Effects of walking on medical cost: A quantitative evaluation by simulation focusing on diabetes. *Journal of Diabetes Investigation*, 4(6), 667-672, 2013
- ※9 : 論文・報告書等発表時の所属機関・部署等
- ※10 : 医療費抑制効果を1日1歩あたりの原単位として国土交通省により算出

(出典: まちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量(歩数)調査のガイドライン, p. 15)¹³⁾

表 1-4 国内学会のガイドラインにおける運動に関する指針の設定状況

関連学会 (出典)	運動療法に関する指針の概要
<p align="center">日本高血圧学会</p> <p>(高血圧治療ガイドライン2009)※1</p>	<p>●中等度の強さの有酸素運動を中心に、定期的に(毎日30分以上を目標に)行う。</p>
<p align="center">日本動脈硬化学会</p> <p>(動脈硬化性疾患予防ガイドライン2012年版)※2</p>	<p>●最大酸素摂取量の50%強度が効果と安全性の面から適している。</p> <p>●1日30分以上を週3回以上(できれば毎日)、または週180分以上を目指す。</p>
<p align="center">日本糖尿病学会</p> <p>(糖尿病治療ガイド2012-2013)※3 (糖尿病治療のエッセンス2012)</p>	<p>●運動の種類:インスリン感受性を増大させる有酸素運動と筋肉量を増加し筋力増強効果のあるレジスタンス運動がある。肥満糖尿病患者では、両者を組み合わせた水中歩行が膝への負担も少なく安全で有効な運動である。</p> <p>●運動強度:最大酸素摂取量の50%前後が推奨される。程度は心拍数で判定し、50歳未満では1分間に100~120拍、50歳以降は1分間100以内に留める。または「楽である」または「ややきつい」といった体感を目安にする。</p> <p>●運動負荷量:歩行運動では1回15~30分、1日2回、1日の運動量として歩行は約1万歩、消費エネルギーとしてはほぼ160~240 kcal程度が適当とされる。</p> <p>●運動の頻度:日常生活の中に組み入れ、できれば毎日、少なくとも1週間に3日以上頻度で実施する。</p> <p>●インスリンやスルホニル尿素薬(SU薬)を用いている人では低血糖に注意する。</p>

※1. 心血管病のない高血圧患者を対象として設定されている。

※2. 「運動療法の実施にあたっては、潜在性の動脈硬化疾患や骨関節疾患の合併を探索しておく必要がある」との記載あり。

※3. 運動療法を禁止した方がよい場合として、①糖尿病の代謝コントロールが極端に悪い場合(空腹時血糖値250mg/dL以上、または尿ケトン体中等度以上陽性)、②糖尿病網膜症(増殖網膜症・増殖前網膜症)による新鮮な眼底出血(眼科医に相談)、③顕性腎症後期以降の腎症(血清クレアチニン:男性2.5mg/dL以上、女性2.0mg/dL以上)、④虚血性心疾患や心肺機能障害(専門医の意見を求める)、⑤急性感染症、⑥高度の糖尿病自律神経障害がある。運動を制限した方がよい場合として ①骨・関節疾患(専門医の意見を求める)、②糖尿病壊疽、③単純網膜症、④重症高血圧(収縮期180mmHg以上、または拡張期血圧110mg/dl以上)がある。 53

(出典: 運動基準・運動指針の改定に関する検討会報告書p. 53、厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xple-att/2r9852000002xpqt.pdf>³⁵⁾ (令和3年1月7日閲覧))

3. 事業を進める際の基本的なポイント

高齢者の健康づくりにおいて都市公園に期待される役割を果たすための事業を進める際の基本的なポイントとして、①ニーズの把握、②上位計画等との整合性、③関係部局等との連携、④ハードとソフトの両面からの配慮、⑤高齢者への配慮、⑥関係法令や基準等の遵守が挙げられる。

(1) ニーズの把握

公園周辺地域において、高齢者の健康づくりに関するニーズ、関連施設の整備状況等の現状や課題を把握する必要がある。特に、少子高齢化に伴い、公園開園後に利用者や周辺住民の年齢構成やニーズ等に変化が生じており、これらに対応する必要がある。また、地域住民や利用者の意見を聴取することも必要である。

(2) 上位計画等との整合性

事業を進める際は、都市マスタープラン、緑の基本計画、健康関連施策等、地方公共団体が策定している上位計画や関連する計画と整合性のある内容とし、さらには、それらに位置付けて整備をすることも重要である。

(3) 関係部局等との連携

①関係部局等との連携

都市公園における高齢者の健康づくりの取組では、健康運動の実施等にあたり機能や効果の面で専門性が求められることが多いが、都市公園の整備・管理を行う公園緑地部局は高齢者の健康増進についての専門家ではない。

そのため、公園緑地部局自らが単独で事業を実施するのではなく、高齢者福祉、運動スポーツ等を主管する関係部局、高齢者の健康増進に関する専門知識やノウハウを持つ学識経験者、健康運動を活動目的とする民間団体等の多様な主体との連携・協働を通じて、事業を実施することが重要である。

その際、事業の実現可能性を高めるためには、予算や人員の確保等に関わる内容を、健康・運動・福祉等の関連部局と連携した上で、検討する必要がある。例えば、高齢者の健康づくり機能を導入した施設では、使用法や健康効果についての専門性が必要とされることも多く、関係部局等との連携による運営体制を確保することが求められ、運営体制を確保した後は、運営するなかで情報交換や連絡・調整を密にする必要がある。また、都市公園が高齢者の健康づくりの場として活用されるよう、これらの関係者に適宜施設の情報を提供するなどの働きかけを行うことも必要である。

以下に、事例調査から得られた具体的な事例について記載する。

- ・大規模な整備の場合は、基本計画を策定するために公園に関連する多方面の関係者を集めた

委員会等を組織することがある（事例集 4^{※11}）。

- ・機能性を確保するためには、導入する施設の機能や利用方法等の専門的な知識について、健康福祉を専門とする団体や保健師、理学療法士、健康運動指導士等の専門家の意見を取り入れている事例が多い（事例集 10、17、19、20、24、26）。

■事例（事例集4）

あいち健康の森公園の整備

愛知県

○「基本計画策定会議」の組織

あいち健康の森公園では整備の際に、「基本計画策定会議」を組織して審議していた。委員は、自治体、報道、教育、学術（医療、建築、造園等）、経済団体等の代表者をはじめとする 66 名で構成されていた。

②連携・協働にあたっての関係主体

前述の①で記述した連携・協働にあたっての関係主体は、地方公共団体、各公園や公園内の特定の施設を管理する指定管理者、民間団体、市民、専門家など多様である。各種の取組を進めていく上では、公園管理者だけでなく、これらの多様な主体が連携しそれぞれの役割分担を決めていくことが求められる。

以下では、各主体における特徴や留意点について示す。

i) 地方公共団体

- ・地方公共団体は、他部局や外部の専門家等との連携・協力により、高齢者の運動機能の維持・向上や生きがいの充足等に対して、機能の確保や効果の実証ができる体制をとることが望まれる。
- ・公園緑地部局が主体となってプログラムを作成する際には、運動等の内容について、研究者や専門団体等の専門家から監修を受けることが求められる。
- ・健康福祉部局の職員が企画のみ、企画及び実施まで関わることもあり、その際に、保健師、理学療法士等の専門的な資格を有している職員を参画させる場合もある。

ii) 指定管理者

- ・指定管理者は、地方公共団体の代わりに、自由な発想や有するネットワーク・資金等を活かして、公園利用等を活性化させることが望まれる。
- ・指定管理者は、公園でのボランティア活動、高齢者を対象とした各種イベント等の開催等を主体的に開発し実施することが可能である。
- ・公園以外の関連施設や地域内の団体等と連携した事業を行っている場合もある。

iii) 民間団体

- ・高齢者の健康づくりに関連する民間団体には、健康や体力づくりを目的とする財団法人や都市公園を活用した健康づくりを専門とする社団法人、スポーツに関連する民間企業等、様々な団体がある。
- ・民間団体は、地方公共団体や指定管理者からの依頼により指導等に関わる場合と、民間団体が主催となったプログラムもある。民間団体が有する資格としては、健康運動指導士（公益

※11 事例集の番号は、巻末の事例集の番号に一致。

財団法人健康・体力づくり事業財団 資格認定)、高齢者体力づくり支援士(公益財団法人体力づくり指導協会 資格認定)等がある。

- ・施設整備におけるPark-PFI(公募設置管理制度)の導入や協賛の受け入れ、管理運営における協定の締結等、民間団体が、より公園に参画しやすい仕組みを検討することが望まれる。

iv) 市民

- ・地方公共団体等からの公募により始まった(公園)ボランティア、自主的に公園での活動等を始めた団体等がある。
- ・地方公共団体や指定管理者等の公園側が、市民の活動を支援するとともに、市民へのルールの周知・徹底、安全管理等について、公園側が、関与することが求められる。

v) 専門家(大学等)

- ・各取組にはそれぞれ、適切な運動等のやり方や効果について十分な知識や経験を有し、大学・研究機関・専門団体等に所属する専門家(指導者)が存在する。
- ・専門家(指導者)には、地方公共団体や指定管理者が取組を導入する際に専門的な見地からの助言や監修、公園内で活動する市民等への指導等を行うことが求められる。

(4) ハードとソフトの両面からの配慮

施設を設置する際には、(3)で述べた関係部局との連携・調整を図りつつ、施設の設置及び利用目的を十分に吟味し、使い方(利用方法や利用指導)、集客性、施設運営等のソフト面を十分に配慮した上で行う。また、施設整備(ハード面)での対応に限界がある場合にはソフト面で補完する等、両面のバランスを考えて事業を進める必要がある。

(5) 高齢者への配慮

高齢者の健康増進に関する事業を進める際には、基本的事項として、バリアフリー化等のハード面はもとより、多世代交流、高齢者の引きこもり防止のための利用促進などのソフト面の対応が必要である。

①バリアフリー対応

高齢者は、歩行が困難であったり、視力や聴力の低下している場合が多いため、移動を円滑化する、情報認知やコミュニケーションを容易にするための配慮が必要となる(表 1-5)。

高齢者の特性について、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」で定めた基準に則って設計を行い、都市公園内に必要な施設を整備、もしくは改修する。

高齢者の利用を想定したハード面のバリアフリー対応としては、新規整備もしくは再整備により、段差を解消した出入り口のスロープ、スロープ脇の手摺、園路の勾配を抑える、音声の出る案内板、見やすい文字の看板設置、身障者用(多目的)トイレの配備等が実施されている。

表 1-5 高齢者の特性

対象者	対象と想定するケースの例	おもな特性
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行が困難な場合 ・視力が低下している場合 ・聴力が低下している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行が不安定 ・階段、段差の移動が困難な場合がある ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難な場合がある ・視覚・聴覚能力の低下により情報認知やコミュニケーションが困難な場合がある

(出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】(平成24年3月)³⁹⁾)

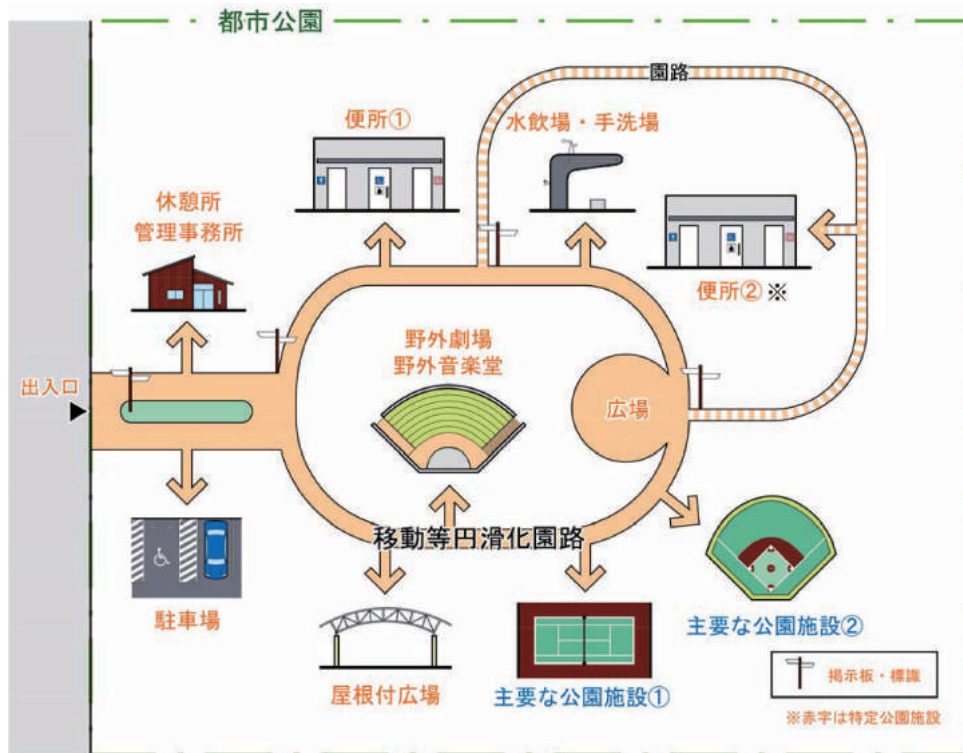


図 1-9 移動等円滑化園路の概念図
 (出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】³⁹⁾)

■事例（事例集15）
 花畑公園の再整備

東京都足立区

○スロープと手摺の設置

足立区の花畑公園では、再整備に合わせて、スロープや手摺等を設置した。



スロープに設置された手摺

■事例（事例集11）

「福祉都市環境整備指針」に基づく再整備

愛知県名古屋市

○高齢者や障害者等に配慮する再整備

昭和45年に開園した名古屋市の千種公園では、平成3年11月に策定した「福祉都市環境整備指針」に基づき、高齢者や障害者等に配慮する再整備を行い、案内板や散策路等を設置した（なお、「福祉都市環境整備指針」は、平成29年3月に改訂している）。



音声付触知案内板

(出典：千種公園管理運営方針 (H27.11) <http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/cmsfiles/contents/0000060/60436/tikusa.pdf>⁴⁰⁾ (令和3年1月12日閲覧))

②多世代交流

高齢社会においては、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されている。(高齢社会対策大綱³⁾p. 18)

都市公園における多世代交流としては、幼児と一緒に健康運動を行う、高齢者が昔遊び等のイベントの講師として活動する、等の事例がある。

③高齢者を対象とした利用促進

高齢者の引きこもり防止等、外出して公園での利用を促すためには、高齢者が利用しやすい環境を整える、高齢者の好む利用を用意することが必要となる。

都市公園における高齢者の利用促進としては、車椅子や老眼鏡の貸し出し、血圧計の設置、高齢者の利用が多いゲートボールの専用施設の設置、等の事例がある。

(6) 関係法令や基準等の遵守

公園施設を整備・管理する上では、都市公園法(昭和31年法律第79号)、バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)(平成18年法律第91号)を始めとした関係法令や、「都市公園移動等円滑化基準」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等の遵守すべき基準を確認する必要がある。また、公園内に保育所等社会福祉施設の占用を許可する場合は定められた要件や技術的基準等を遵守しなければならない。

以下に関係法令を列挙する。

①都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則

i) 都市公園の管理基準

公園施設の老朽化に起因する事故を防ぐための都市公園の管理基準についても述べる。

都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

○都市公園の管理基準(都市公園法第三条の二)

(都市公園の管理基準)

第三条の二 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準(都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。)に適合するように行うものとする。

2 基本計画(地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針が定められているものに限る。)が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を管理する場合には、当該都市公園の管理は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

○都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園法施行令第十条）

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第十条 法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
 - 三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

○都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園法施行規則第三条の二）

（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）

第三条の二 令第十条第二項の国土交通省令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの（次号において「遊戯施設等」という。）の点検は、一年に一回の頻度で行うことを基本とすること。
- 二 前号の点検の結果及び遊戯施設等について令第十条第一項第三号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存すること。

ii) 保育所等社会福祉施設の占用

都市公園法では、平成29年の都市公園法の一部改正で追加された社会福祉施設の占用許可について、第7条第2項において定められている。以下に、都市公園法7条第2項の「都市公園における保育所等社会福祉施設の占用の許可」、都市公園法施行令（第12条第3項）の「許可の対象となる施設」及び都市公園法施行令（第16条第1項第6号の2）の「保育所等社会福祉施設の占用に関する制限」について述べる。

○都市公園の占用の許可（都市公園法 第7条第2項）

公園管理者は、保育所等施設の占用の許可において、「許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるもの」であって、「政令で定める技術的基準に適合する場合」に占用許可を与えることができる。

○占用物件（都市公園法施行令 第12条第3項第1号～第6号）

占用許可を与えることができる「社会福祉施設」の具体的な種類は、都市公園法施行令第12条第3項第1号～6号において定められており、児童福祉法をはじめとする関係法令に基づき設置される以下の施設である（表 1-6）。いずれも通所のみにより利用されるものに限り、入所型の社会福祉施設は許可の対象外としている。

老人福祉法関係では、老人デイサービスセンターと老人福祉センターが該当している。

<p>第7条 (中略)</p> <p>2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p>

表 1-6 都市公園法施行令第12条第3項で定められる社会福祉施設

施行令第12条 第3項	施設の種類	
第1号	○児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設 ・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・ 一時預かり事業の用に供する施設 ・ 小規模保育事業の用に供する施設
第2号	○身体障害者福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設 ・ 身体障害者福祉センター
第3号	○老人福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人デイサービスセンター ・ 老人福祉センター
第4号	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設 ・ 地域活動支援センター
第5号	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園
第6号	都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	

(出典：都市公園法改正のポイント（国土交通省 都市局公園緑地・景観課）⁴¹⁾)

○占用に関する制限（都市公園法施行令 第16条第1項第6号の2）

都市公園法施行令第16条第1項第6号の2において、占用に関する制限として、社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けることとされており、施設規模に関して、以下の基準が設けられている。

広場の場合	施設の敷地面積の合計が、公園の広場の敷地面積の30%以内
建築物の場合	施設の床面積の合計が、当該建築物の延べ床面積の50%以内

都市公園法施行令 第16条第1項第6号の2

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

～中略～

六の二 第十二条第三項各号に掲げる社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を都市公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それぞれ超えないこと。

②バリアフリーに関する法令、その他指針・ガイドライン等

高齢者の健康づくり機能導入に関して、通常の利用以外の法的な規制は少ないが、施設をバリアフリーにする際の法律等があり、新規整備や再整備の際に留意する必要がある。

平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（バリアフリー法）」が施行された。これに伴い、都市公園についても、一定の公園施設の新設時等にバリアフリー化（移動等円滑化）の基準適合義務が課せられることとなり、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）」を定める省令が施行された。

i) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

○定義及び公園管理者等の基準適合義務等

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
（以下略）

（公園管理者等の基準適合義務等）

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

（中略）

6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

ii) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）

○特定公園施設

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

iii) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 18 日国土交通省令第 115 号）

- ・国土交通省は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、都市公園移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（国の設置に係る都市公園において、主務省令で定める基準）を定めている。

以下に趣旨のみ示すが、第三条から第十二条において、園路及び広場、屋根付広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、便所、水飲場及び手洗場、掲示板及び標識についての基準が定められている。

○趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する都市公園移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（国の設置に係る都市公園にあっては同項に規定する都市公園移動等円滑化基準）を定めるものとする。

iv) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（平成 24 年 3 月 国土交通省）³⁹⁾

- ・バリアフリー法及び同法に基づく各法令の施行を受け、国土交通省では、公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として、平成 20 年 1 月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を策定した。今般、バリアフリー法の施行から 5 年が経過し、都市公園におけるバリアフリー化は着実に進んでいるものの、本格的高齢社会においてバリアフリー化された生活環境は国民生活に不可欠の重要な共通社会基盤であり、引き続き着実な取

組が必要であることから、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正も踏まえ、ハード・ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進するため、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）」を作成した。

v) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針⁴²⁾

- ・都市公園における安全管理の強化を図るため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を平成14年3月に作成、平成20年8月に改訂し、地方公共団体等の公園管理者に対する国の技術的助言として周知している。
- ・平成26年6月30日に「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」としてとりまとめ、平成26年7月11日に公園管理者等に対して通知した⁴²⁾。

vi) 公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成27年4月 国土交通省）

- ・公園施設の安全点検を実施するに当たっての考え方等についてとりまとめた「公園施設の安全点検に係る指針（案）」を平成27年4月に策定し、周知している。